

平成 28 年 1 月 5 日
東京税関業務部

関係者各位

保証書の様式変更について

平素から税関業務に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、関税法基本通達等の改正に伴い、平成28年1月1日(金)から保証書(C-1100、C-1105、C-1106)の様式が一部変更となりましたので、お知らせします。変更内容は、輸入者欄に記載の限定輸入申告者を説明する注書きを削除したものとなります。

なお、全国銀行協会には、平成27年12月25日付で財務省関税局業務課より別添のとおり周知しております。

改正後の別添様式は税関ホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

[税関ホームページにおける掲載場所]

税関様式及び記載要領

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C.htm

【お問合せ先】

東京税関業務部収納課

03 - 3599 - 6333

平成27年12月25日

〔 全 国 銀 行 協 会 御 中
社 団 法 人 生 命 保 険 協 会 御 中 〕

財 務 省 関 税 局 業 務 課

保証書の様式変更について

平素から税関業務に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

関税法基本通達等の改正に伴い、保証書(C-1100、C-1105、C-1106)の様式を一部変更しておりますので、御参考までに送付いたします。なお、変更内容は、輸入者欄に記載の、限定輸入申告者を説明する注書きを削除したものとなります。

平成28年1月1日(金)からは別添の様式を使用していただくよう貴協会より傘下の会員の皆様への周知のほどよろしくお願い致します。

なお、別添様式は税関ホームページにも掲載しておりますので、ご利用下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

[税関ホームページにおける掲載場所]税関様式及び記載要領

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C.htm

収入 印紙

保 証 書

平成 年 月 日

殿

保 証 人

住 所

電話番号

氏名（又は名称）

代表者氏名

印

下記の輸入申告（輸入許可前貨物引取承認申請）に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

記

輸入者（又は限定輸入申告者）の住所、氏名、電話番号	
輸入申告の番号	
税 額	円
適用 法 条	関 税 法 第 条 第 項
	消 費 税 法 第 条 第 項
	地 方 税 法 第 条 第 項
	法 第 条 第 項
	法 第 条 第 項
	法 第 条 第 項
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項

- (注) 1. 「輸入申告（輸入許可前貨物引取承認申請）」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
2. 内国消費税の担保も、この保証書により提供することができます。
3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

(規格A4)

収入
印紙

保 証 書 (据置担保用)

平成 年 月 日

殿

保 証 人
住 所
電話番号
氏名 (又は名称)
代表者の氏名

印

下記の保証期間において輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認) を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

記

輸入者 (又は限定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号	
保証期間 (債権発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
担 保 の 区 分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)
税 額	円
適 用 法 条	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項
	消 費 税 法 第 5 1 条 第 項
	地 方 税 法 第 7 2 条 の 第 項
	法 第 条 第 項
	法 第 条 第 項
	法 第 条 第 項
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注) 1. 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
2. 「輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

収入
印紙

保証書（据置担保用）

平成 年 月 日

殿

保証人
住所
電話番号
氏名（又は名称）
代表者の氏名

印

下記の保証期間において輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）を受ける貨物に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、宛先の税関官署の長名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

なお、保証期間は、保証期間が満了する日の1カ月前の日までに輸入者又は保証人から本保証書の宛先の税関官署の長に対し、書面により保証期間を更新しない旨の届出がない場合には、自動的に保証期間満了の日の翌日を起算日として本保証書の保証期間と同一の期間更新されるものとし、以後同様とします。ただし、本保証書を本保証書の宛先の税関官署の長に対し既に提出している保証書に追加して提出する場合における本保証書の自動更新後の保証期間は、既に提出している保証書と同一の期間とします。

記

輸入者（又は限定輸入申告者） の住所、氏名、電話番号	
保証期間（債権発生期間）	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
担保の区分	官署別担保・一括担保（どちらかを○で囲んでください。）
税額	円
適用 法 条	関税法第9条の2第 項
	消費税法第51条第 項
	地方税法第72条の 第 項
	法第 条第 項
	法第 条第 項
	法第 条第 項
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第 条第 項

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の宛先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注) 1. 一括担保の場合の宛先は、すべての対象税関官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
2. 「輸入許可（輸入許可前貨物引取承認）」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

新旧対照表

(改正後)

(改正前)

税関様式 C 第 1100 号

税関様式 C 第 1100 号

税関様式 C 第 1100 号

収入
印紙

保 証 書

平成 年 月 日

殿

保 証 人
住 所
電話番号
氏名 (又は名称)
代表者氏名 印

下記の輸入申告 (輸入許可前貨物引取承認申請) に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

記

輸入者 (又は限定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号																																											
輸入申告の番号																																											
税 額	円																																										
通 用 法 則	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">関</td> <td style="width: 10%;">税</td> <td style="width: 10%;">法</td> <td style="width: 10%;">第</td> <td style="width: 10%;">条</td> <td style="width: 10%;">第</td> <td style="width: 10%;">項</td> </tr> <tr> <td>橋</td> <td>費</td> <td>税</td> <td>法</td> <td>第</td> <td>条</td> <td>第</td> </tr> <tr> <td>場</td> <td>方</td> <td>税</td> <td>法</td> <td>第</td> <td>条</td> <td>第</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法</td> <td>第</td> <td>条</td> <td>第</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法</td> <td>第</td> <td>条</td> <td>第</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法</td> <td>第</td> <td>条</td> <td>第</td> </tr> </table>	関	税	法	第	条	第	項	橋	費	税	法	第	条	第	場	方	税	法	第	条	第				法	第	条	第				法	第	条	第				法	第	条	第
関	税	法	第	条	第	項																																					
橋	費	税	法	第	条	第																																					
場	方	税	法	第	条	第																																					
			法	第	条	第																																					
			法	第	条	第																																					
			法	第	条	第																																					
条	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">法</td> <td style="width: 10%;">第</td> <td style="width: 10%;">条</td> <td style="width: 10%;">第</td> <td style="width: 10%;">項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律</td> <td>第</td> <td>条</td> <td>第</td> <td>項</td> </tr> </table>		法	第	条	第	項		輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第	条	第	項																														
	法	第	条	第	項																																						
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第	条	第	項																																						

(注) 1. 「輸入申告 (輸入許可前貨物引取承認申請)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
 2. 内国消費税の担保も、この保証書により提供することができます。
 3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。
 (規格 A 4)

税関様式 C 第 1100 号

収入
印紙

保 証 書

平成 年 月 日

殿

保 証 人
住 所
電話番号
氏名 (又は名称)
代表者氏名 印

下記の輸入申告 (輸入許可前貨物引取承認申請) に係る下記税額が納期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

記

輸入者 (又は限定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号																																											
輸入申告の番号																																											
税 額	円																																										
通 用 法 則	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">関</td> <td style="width: 10%;">税</td> <td style="width: 10%;">法</td> <td style="width: 10%;">第</td> <td style="width: 10%;">条</td> <td style="width: 10%;">第</td> <td style="width: 10%;">項</td> </tr> <tr> <td>橋</td> <td>費</td> <td>税</td> <td>法</td> <td>第</td> <td>条</td> <td>第</td> </tr> <tr> <td>場</td> <td>方</td> <td>税</td> <td>法</td> <td>第</td> <td>条</td> <td>第</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法</td> <td>第</td> <td>条</td> <td>第</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法</td> <td>第</td> <td>条</td> <td>第</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法</td> <td>第</td> <td>条</td> <td>第</td> </tr> </table>	関	税	法	第	条	第	項	橋	費	税	法	第	条	第	場	方	税	法	第	条	第				法	第	条	第				法	第	条	第				法	第	条	第
関	税	法	第	条	第	項																																					
橋	費	税	法	第	条	第																																					
場	方	税	法	第	条	第																																					
			法	第	条	第																																					
			法	第	条	第																																					
			法	第	条	第																																					
条	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">法</td> <td style="width: 10%;">第</td> <td style="width: 10%;">条</td> <td style="width: 10%;">第</td> <td style="width: 10%;">項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律</td> <td>第</td> <td>条</td> <td>第</td> <td>項</td> </tr> </table>		法	第	条	第	項		輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第	条	第	項																														
	法	第	条	第	項																																						
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第	条	第	項																																						

(注) 1. 「輸入申告 (輸入許可前貨物引取承認申請)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
 2. 輸入者並びに、信用状決済の相手により輸入品代金の資格が認定されている場合は、限定輸入申告書の記入を省略して下さい。
 3. 内国消費税の担保も、この保証書により提供することができます。
 4. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。
 (規格 A 4)

(改正後)

税関様式 C 第 1105 号

税関様式 C 第 1105 号

収入
印紙

保 証 書 (担保担保用)

平成 年 月 日

取

保 証 人
住 所
電話番号
氏名 (又は名称)
代表者の氏名

印

下記の保証期間において輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認) を受ける貨物に係る下記税額が納付期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、売先の税関官署の氏名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

記

輸入者 (又は指定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号	
保証期間 (債権発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
担保の区分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)
税 額	円
課 用 税 目	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項
	消費税法 第 51 条 第 項
	地方税法 第 72 条 の 第 項
	法 第 条 第 項
	法 第 条 第 項
免	法 第 条 第 項
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の売先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注) 1. 一括担保の場合の売先は、すべての対象税関官署の氏名を連名又は包括して記載して下さい。
2. 「輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

(改正前)

税関様式 C 第 1105 号

税関様式 C 第 1105 号

収入
印紙

保 証 書 (担保担保用)

平成 年 月 日

取

保 証 人
住 所
電話番号
氏名 (又は名称)
代表者の氏名

印

下記の保証期間において輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認) を受ける貨物に係る下記税額が納付期限までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。

また、売先の税関官署の氏名を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に新設された税関官署又は新たに輸出入・港湾関連情報処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。

記

輸入者 (又は指定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号	
保証期間 (債権発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
担保の区分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)
税 額	円
課 用 税 目	関 税 法 第 9 条 の 2 第 項
	消費税法 第 51 条 第 項
	地方税法 第 72 条 の 第 項
	法 第 条 第 項
	法 第 条 第 項
免	法 第 条 第 項
	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の売先の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注) 1. 一括担保の場合の売先は、すべての対象税関官署の氏名を連名又は包括して記載して下さい。
2. 「輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認)」の箇所は、提供原因に応じ抹消又は訂正して使用して下さい。
3. 輸入者には、課税事由の発生により輸入責任の発生が規定されている場合は、指定輸入者の名を記載して下さい。
4. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

(改正後)

税関様式 C 第 1106 号

収入
印紙

税関様式 C 第 1106 号
保証期間自動更新書

保 証 書 (一括担保採用)

平成 年 月 日

用

保 証 人
住 所
電話番号
氏名 (又は名称)
代表者の氏名

印

下記の保証期間において輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認) を受ける貨物に係る下記税額が前払済までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。
また、荷先の税関官署の長を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に更新された税関官署又は新たに輸出入・検閲制連携処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。
なお、保証期間は、保証期間が満了する日の1カ月前の日までに輸入者又は保証人から本保証書の発元の税関官署の長に対し、書面により保証期間を更新しない旨の届出がない場合には、自動的に保証期間満了の日の翌日を起算日として本保証書の保証期間と同一の期間更新されるものとし、以後同様とします。ただし、本保証書を本保証書の発元の税関官署の長に対し既に提出している保証書に追加して提出する場合における本保証書の自動更新後の保証期間は、既に提出している保証書と同一の期間とします。

記

輸入者 (又は指定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号	
保証期間 (償還発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
担保の区分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)
税 額	円
運 用 法 則	関 税 法 第 0 条の2 第 1 項
	消費税法 第 51 条 第 1 項
	地方税法 第 72 条の 第 項
	法 第 条 第 項
	法 第 条 第 項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項	

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の発元の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注) 1. 一括担保の場合の発元は、すべての対象税関官署の長を連名又は包括して記載して下さい。
2. 「輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認)」の欄には、提供原因に応じ捺印又は訂正して使用して下さい。
3. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。

(改正前)

税関様式 C 第 1106 号

収入
印紙

税関様式 C 第 1106 号
保証期間自動更新書

保 証 書 (既償担保採用)

平成 年 月 日

用

保 証 人
住 所
電話番号
氏名 (又は名称)
代表者の氏名

印

下記の保証期間において輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認) を受ける貨物に係る下記税額が前払済までに納付されないときは、保証人が当該税額及びその延滞税額を納付します。
また、荷先の税関官署の長を包括して記載した場合には、本保証書が提出された後に更新された税関官署又は新たに輸出入・検閲制連携処理システムが導入された税関官署の長に対しても保証します。
なお、保証期間は、保証期間が満了する日の1カ月前の日までに輸入者又は保証人から本保証書の発元の税関官署の長に対し、書面により保証期間を更新しない旨の届出がない場合には、自動的に保証期間満了の日の翌日を起算日として本保証書の保証期間と同一の期間更新されるものとし、以後同様とします。ただし、本保証書を本保証書の発元の税関官署の長に対し既に提出している保証書に追加して提出する場合における本保証書の自動更新後の保証期間は、既に提出している保証書と同一の期間とします。

記

輸入者 (又は指定輸入申告者) の住所、氏名、電話番号	
保証期間 (償還発生期間)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
担保の区分	官署別担保・一括担保 (どちらかを○で囲んでください。)
税 額	円
運 用 法 則	関 税 法 第 0 条の2 第 1 項
	消費税法 第 51 条 第 1 項
	地方税法 第 72 条の 第 項
	法 第 条 第 項
	法 第 条 第 項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第 条 第 項	

一括担保の場合、税額欄に記載した金額は、本保証書の発元の各税関官署で輸入許可等を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

- (注) 1. 一括担保の場合の発元は、すべての対象税関官署の長を連名又は包括して記載して下さい。
2. 「輸入許可 (輸入許可前貨物引取承認)」の欄には、提供原因に応じ捺印又は訂正して使用して下さい。
3. 輸入者並びに、担保が申告書の提出により輸入申告書の発元が指定されている場合は、指定輸入者の住所を記載して下さい。
4. 不要の文字は二重線で抹消して下さい。